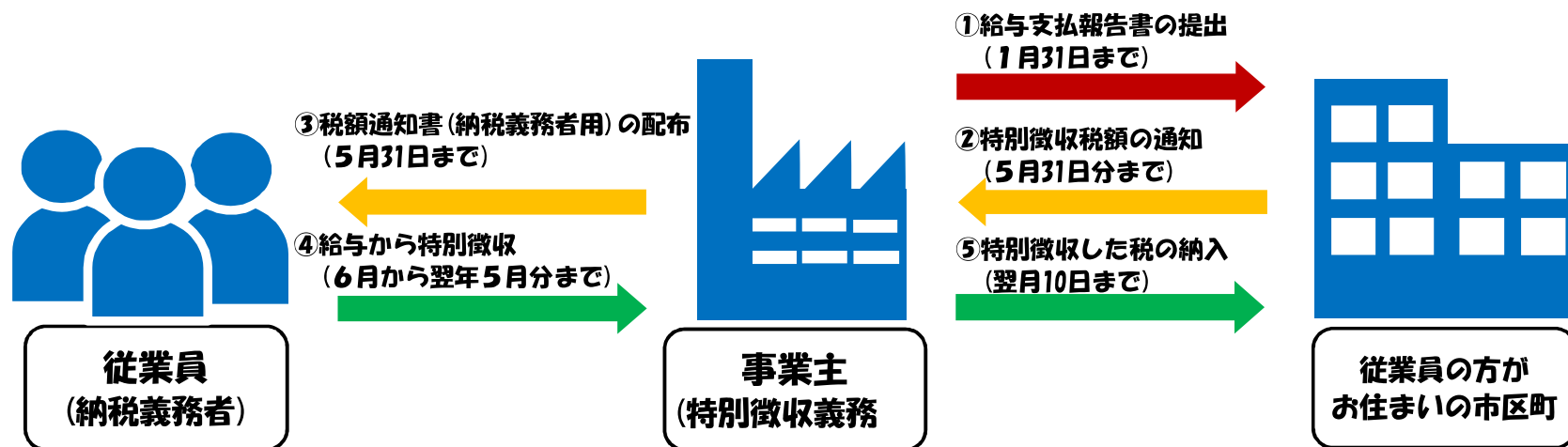


～個人住民税における給与からの特別徴収の仕組み～



- ①.事業主は、毎年1月31日までに従業員が1月1日現在にお住まいの市区町村に給与支払報告書を提出します。
- ②.市区町村は、給与支払報告書及び確定申告書等の課税資料に基づき、従業員の個人住民税額を計算し、毎年5月31日までに特別徴収義務者となる事業主の方へ特別徴収税額通知書を送付し、年税額と毎月の給与から天引きする月割額をお知らせします。
- ③.事業主は、特別徴収税額通知書(納税義務者用)を従業員に配布します。
- ④.事業主は、従業員への毎月の給与支払の際に、特別徴収税額通知書に記載された月割額を天引きします。
- ⑤.事業主は、給与支払日の翌月10日までに、従業員から特別徴収した個人住民税をその従業員がお住まいの市区町村へ納入します。